

○学校法人東京農業大学評議員報酬規程

制 定 令和 5 年 7 月 16 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東京農業大学寄附行為（以下「寄」という。）第 5 条第 2 項に定める評議員に対する報酬の支給の基準に関し必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第 2 条 評議員会議長及び評議員に対しては、報酬を支給する。

2 報酬は、評議員会の意見を聴き、理事会において決定する。

(報酬の算定方法)

第 3 条 評議員会議長の報酬は、月額 60,000 円を支給する。

2 評議員の報酬は、評議員会又は各種委員会等に出席の都度、1 日当たり 20,000 円を支給する。なお、評議員会にあっては、「寄」第 26 条第 2 項による書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わった場合には、支給する。

3 第 1 項の評議員会議長に対しても、前項の報酬を支給する。ただし、「寄」第 19 条第 1 項第 1 号の評議員が評議員会議長に就任した場合は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第 4 条 評議員会議長の報酬は、毎月末日に支給する。ただし、支給日が学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程第 4 条第 1 項に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、法人の定める指定日に支給する。

2 評議員の報酬は、評議員会又は各種委員会等が開催された翌月末日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、法人の定める指定日に支給する。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が希望する金融機関の本人口座振替を行うことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 5 条 評議員会議長及び評議員には、学校法人東京農業大学役員及び評議員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 評議員会議長及び評議員が職務の執行にあたり旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割計算)

第 6 条 新たに評議員会議長に就任した者には、任期開始日が 1 日以外の場合、該当月における月額報酬は、日割計算によって支給する。

2 前項に規定する日割計算の計算式は、次のとおりとする。

日割計算対象の月額報酬×（任期開始日以降の当該月の暦日数÷当該月の暦日数）

3 月の中途における退任又は解任の場合は、当月分全額の報酬を支給する。

(端数の処理)

第 7 条 報酬に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げる。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。